

「発達障害のある児童生徒の指導等に関する全国実態調査」

(速報)

1. 目的

小・中学校において発達障害のある児童生徒が、どのような場で支援を受けているか、また、その指導形態や指導内容等に関する情報を収集し、各地域の発達障害のある児童生徒の指導・支援状況についての現状を把握することを目的とする。

2. 対象

全国の市（特別区を含む）町村教育委員会（以下、市町村教育委員会と記す）

3. 方法と内容

(1) 方法

全国の市町村教育委員会教育長宛に調査票を郵送し、調査協力の依頼をした。回答は研究所 Web サイトから調査票ファイルをダウンロードし、電子メールによる返信を求めた。なお、セキュリティ等により電子メールによる返信が困難な場合は、紙媒体での返信も受け付けた。

(2) 期間

平成 26 年 10 月 6 日～11 月 30 日（児童生徒数等は平成 26 年 5 月 1 日現在での状況について回答を求めた。）

(3) 内容

調査項目は以下の通りである。

【I 基本情報】

「人口」、「児童生徒数」、「小・中学校数」、「特別支援学級の設置数と在籍児童生徒数」、「特別支援教育担当指導主事の有無」、「発達障害に関する相談を行う機関の有無とその機関名」、「相談機関がない場合、近隣で利用している機関とその機関までの平均的な所要時間」、「発達障害の判断に関わる専門家チームの有無」、「発達障害の『診断がある』または『可能性がある』児童生徒に関する調査の実施の有無と調査の主体」

【Ⅱ 発達障害のある児童生徒の指導の実態】

「発達障害の『診断または判断のある』児童生徒数」、「発達障害の『可能性のある』児童生徒数」、「それぞれの児童生徒の指導の場とその人数」、「通常の学級に在籍し通級による指導を受けていない発達障害の『診断がある』または『可能性のある』児童生徒の指導・支援として取り組まれているもの」

【Ⅲ 通級指導教室の有無及び現状】

「通級指導教室の設置の有無」、「設置状況」、「言語障害通級指導教室での発達障害の『診断がある』または『可能性のある』児童生徒の指導の有無」、「情緒障害通級指導教室での発達障害の『診断がある』または『可能性のある』児童生徒の指導の有無」、「通級による指導の必要性判断の手続き」、「通級指導教室担当教員の専門性」、「発達障害のある子どもの指導の場としての通級指導教室の有効性」、「通級指導教室担当者の専門性向上に向けた取組と実施回数」、「自治体における通級指導教室の設置や運用における特色」

【Ⅳ 通級指導教室が設置されていない地域の課題】

「通級指導教室設置の必要性の有無とその理由」

上記で「必要がない」と回答した場合、「発達障害の『診断がある』または『可能性のある』児童生徒はいるが通級指導教室は必要ないと回答した理由」

【Ⅴ 発達障害のある児童生徒の今後の指導について】

「通級による指導における課題」、「指導全般における課題」、「特色のある取組をしている学校」

4. 調査結果（抜粋）

(1) 回収結果

回収率 71.0%（発送総数：1,739、回収総数：1,235）

なお、本調査では、回収状況を見ながら2回督促を行った。

(2) 調査結果

設問により回答数が異なったため、それぞれ有効回答数を「回答数」「n」として示した。

【Ⅰ 基本情報】

1. 市町村の総人口（平成26年5月1日現在）（回答数：1,220）

総務省の「市町村規模区分」によると、小都市が10万人未満、中都市が10万人以上30万人未満、中核市が30万人以上50万人未満、政令指定都市が50万人以上とされている。

本調査では、総務省の「市町村規模区分」に則り分類をした。その結果 10 万人未満の小都市および町村が全体の 1,003(82.2%)であった。そのうち、5 万人未満は 814(66.7%)であった(図 1)。

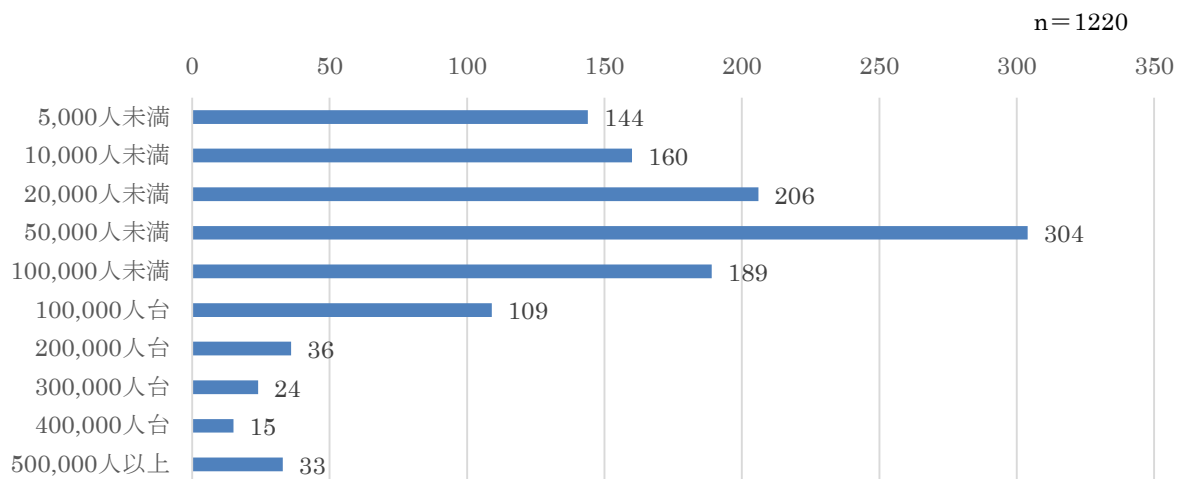


図 1 市町村の総人口

2. 児童生徒数 (回答数：小学校：1,223、中学校：1,229)

児童生徒数については、小・中学校別に回答を求めた。児童数は 5,000 人未満の自治体が 997 (80.8%)、生徒数は 5,000 人未満の自治体が 1,118 (91%) であった (図 2、3)。

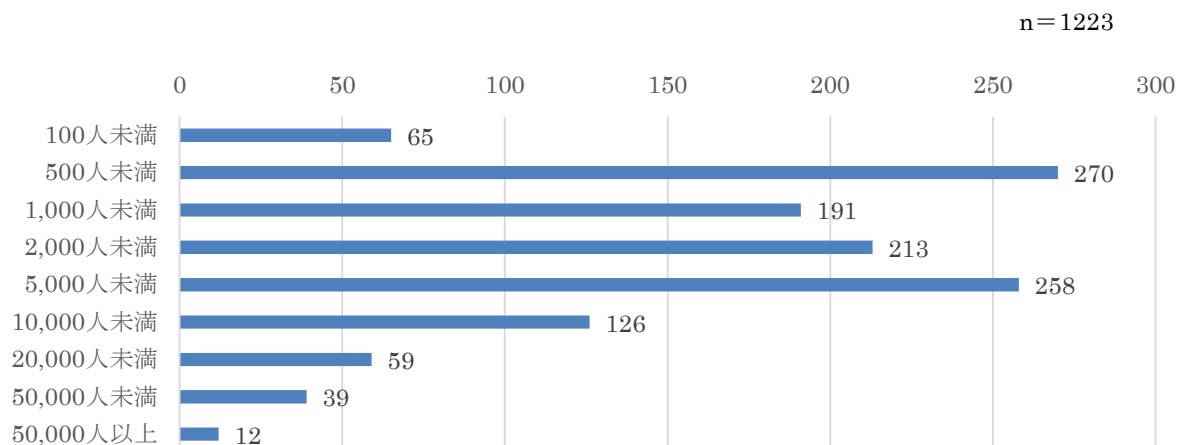


図 2 児童生徒数 (小学校)

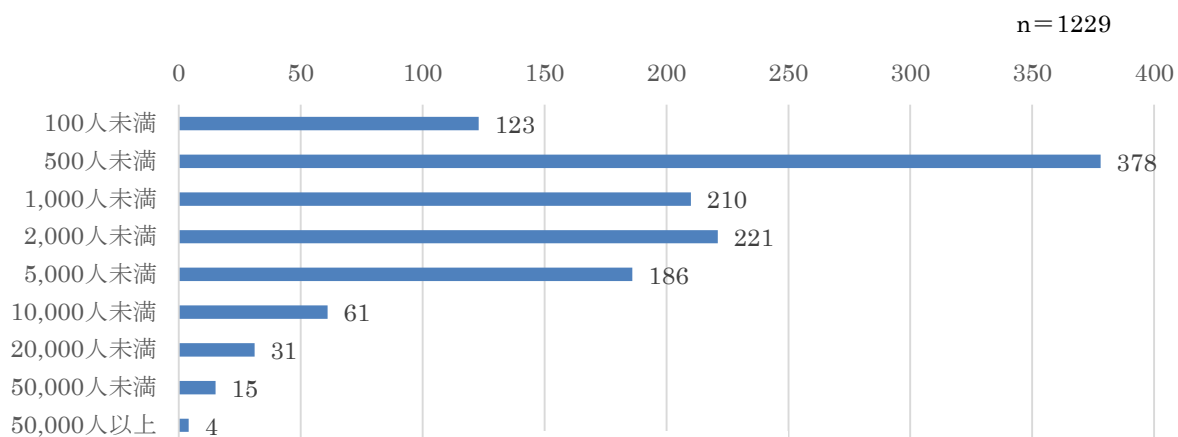


図 3 児童生徒数 (中学校)

3. 小・中学校の数 (回答数：小学校：1,223、中学校：1,229)

小学校については、20校未満の自治体が1,037(84.1%)、中学校は1,162(94.6%)であった(図4、5)。

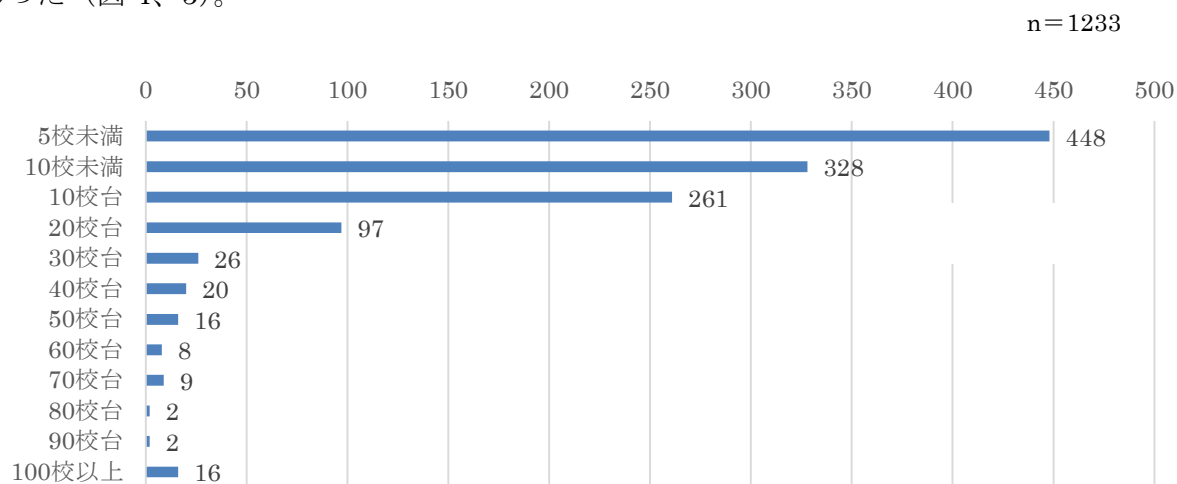


図 4 小学校数

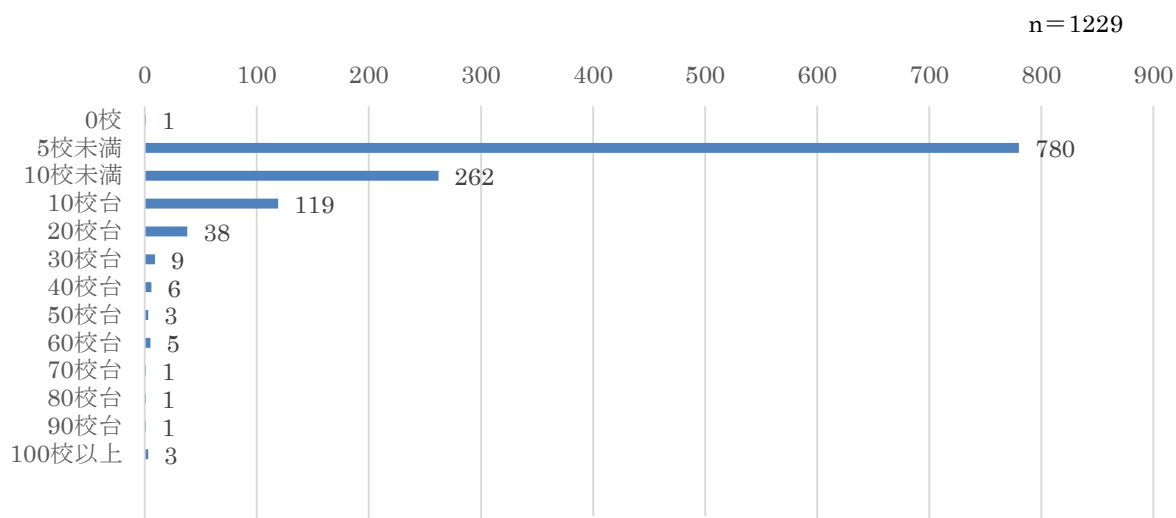


図 5 中学校数

4. 特別支援教育担当指導主事の有無（回答数：1,227）

特別支援教育を担当する指導主事の有無についてたずねた。専任指導主事を配置している自治体は 150（12.2%）であり、配置していない自治体は 284（23.1%）であった（図 6）。

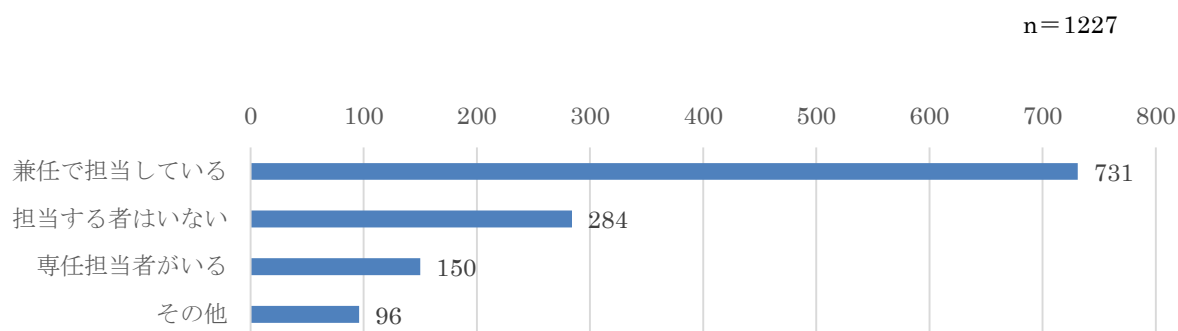


図 6 特別支援教育担当指導主事の有無

5. 特別支援学級の設置状況

障害種別の特別支援学級について、設置のある自治体数を小中学校別に示す（表 1）。

- ・知的障害特別支援学級：小学校 1,178、中学校 1,124
- ・肢体不自由特別支援学級：小学校 503、中学校 296
- ・病弱・身体虚弱特別支援学級：小学校 309、中学校 173
- ・弱視特別支援学級：小学校 163、中学校 62
- ・難聴特別支援学級：小学校 282、中学校 155
- ・言語障害特別支援学級：小学校 130、中学校 48
- ・自閉症・情緒障害特別支援学級：小学校 1,094、中学校 1,007

表 1 特別支援学級の設置状況

	小学校	中学校
知的障害特別支援学級	1,178	1,124
肢体不自由特別支援学級	503	296
病弱・身体虚弱特別支援学級	309	173
弱視特別支援学級	163	62
難聴特別支援学級	282	155
言語障害特別支援学級	130	48
自閉症・情緒障害特別支援学級	1,094	1,007

6. 自治体が設置する発達障害に関する相談機関の有無 (回答数: 1,234)

発達障害に関する相談機関の設置については、設置が「ある」と回答した自治体は 795 (64.4%) であった (図 7)。

また、設置が「ない」と回答した 439 の自治体が利用している相談機関についてたずねたところ、回答のあった 413 の自治体では、医療・保健・福祉機関と特別支援学校が多く (図 8)、巡回相談は地域の特別支援学校が最も多く利用されていた。(図 9)

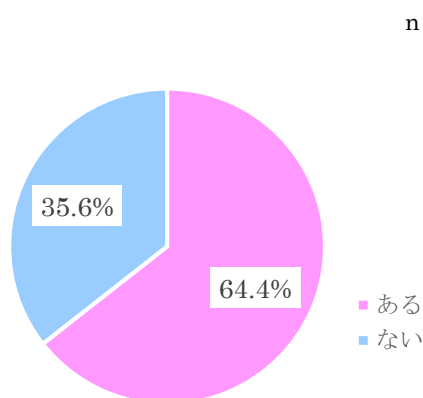


図 7 自治体が設置する発達障害に関する相談機関の有無

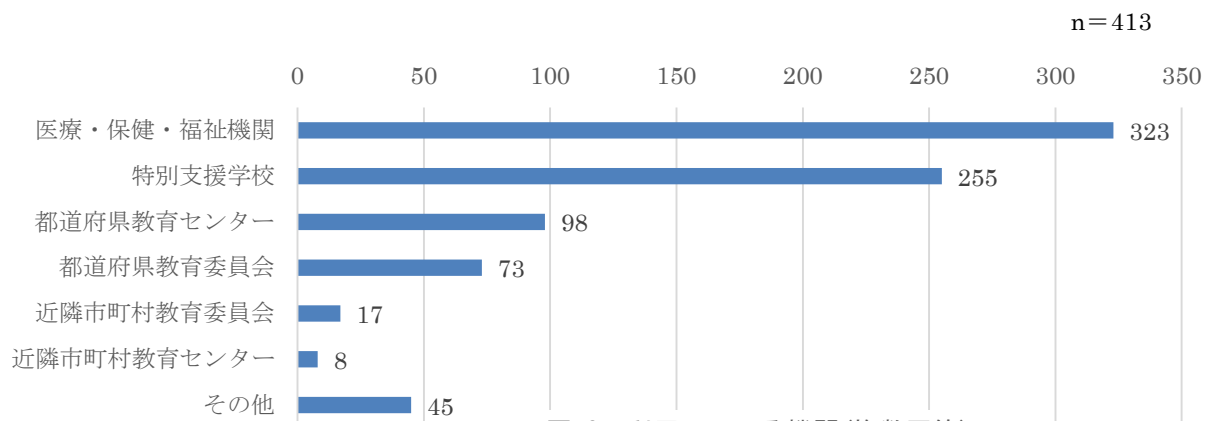


図 8 利用している機関(複数回答)

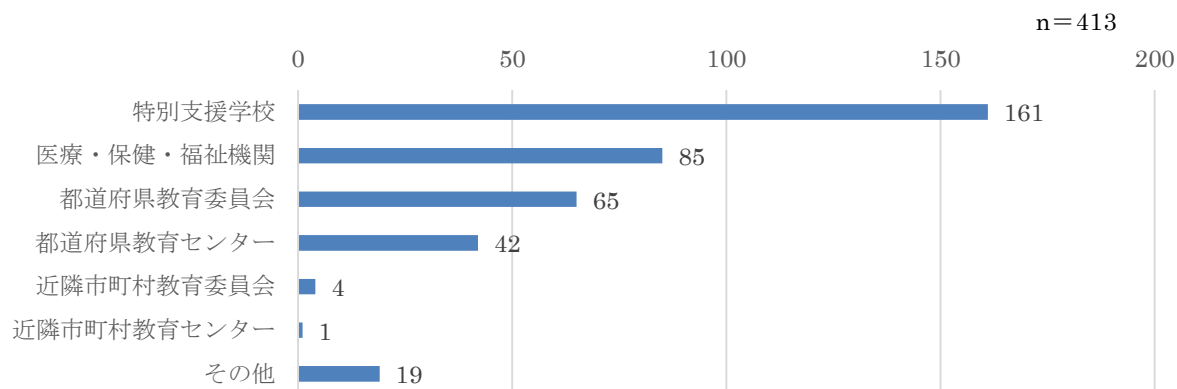


図 9 利用している巡回相談 (複数回答)

7. 発達障害の判断に関わる専門家チームの有無（回答数：1,234）

各市町村に、発達障害の判断に関わる専門家チームが設置されているかについてたずねたところ、884（71.7%）の自治体で設置が「ない」という回答であった（図 10）。

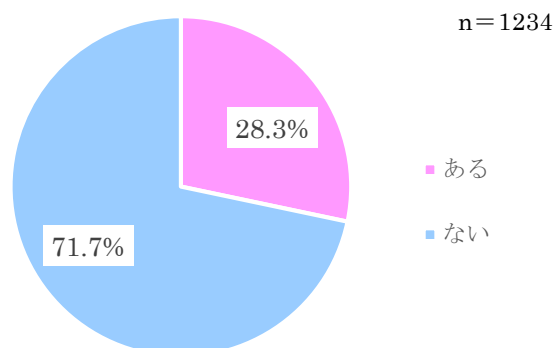


図 10 発達障害の判断に関わる専門家チームの有無

8. 発達障害の「診断・判断がある」および「可能性がある」児童生徒に関する調査の実施（回答数：1,221）

発達障害の「診断・判断がある」および「可能性がある」児童生徒に関する調査の実施についてたずねた。577（47.3%）の自治体が「調査を行った」と回答し（図 11）、そのうち、382（67.5%）の自治体が教育委員会主体で調査を行っていた（図 12）。

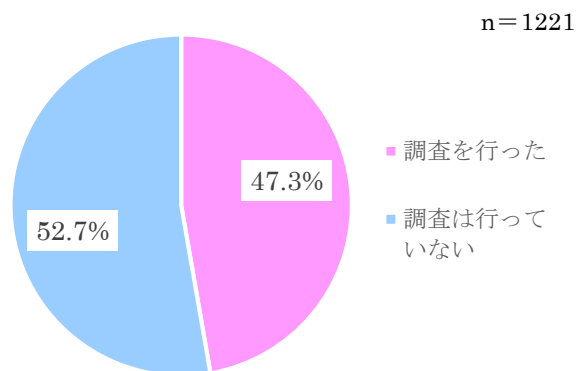


図 11 自治体における調査の実施

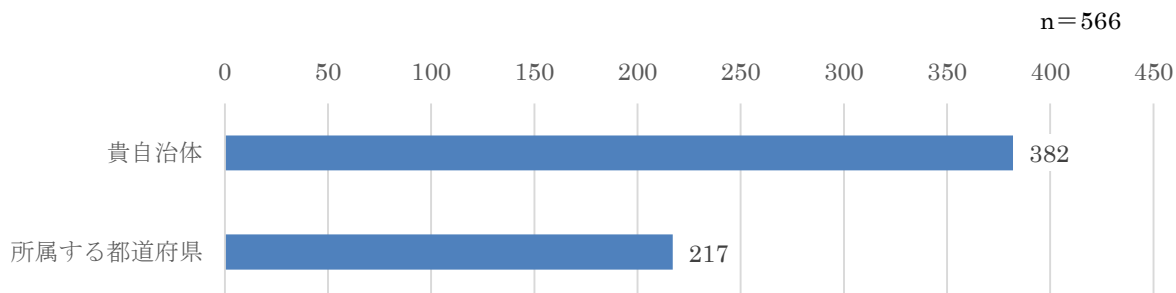


図 12 調査を行った主体

【Ⅱ 発達障害のある児童生徒の指導の実態について】

1. 発達障害の「診断・判断のある」児童生徒の有無 (回答数：1,226)

各市町村に発達障害の「診断・判断のある」児童生徒がいるかどうかと、人数を把握しているかどうかについてたずねた。「いる」と回答したのは 1,062 (86.6%) の自治体で、「いると思われる」と合わせて 1,175 (95.8%) の自治体であった (図 13)。

また、人数の把握については、1,062 の自治体から回答があり、「正確に把握している」が 288 (27.1%)、「概略で把握している」が 519 (48.9%) であった (図 14)。

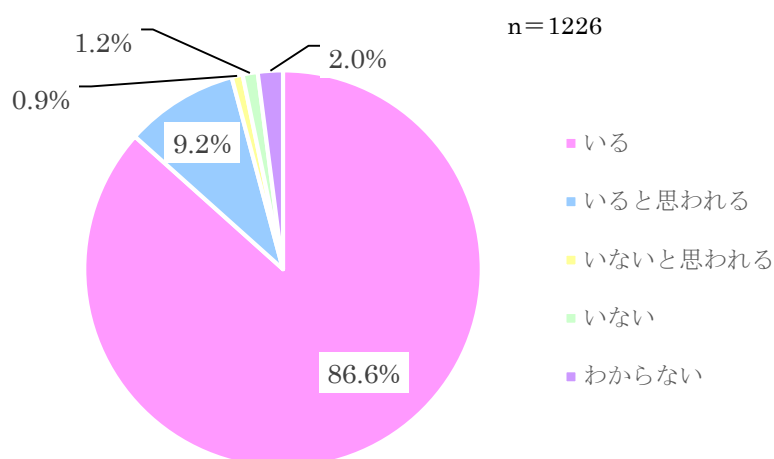


図 13 発達障害の診断のある児童生徒の有無

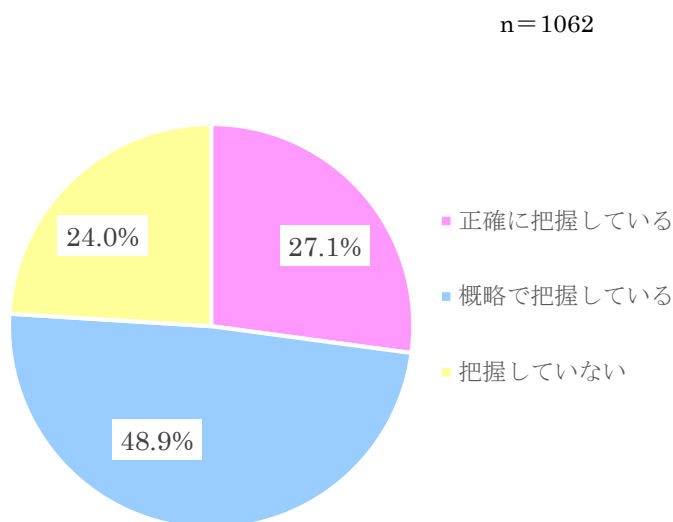


図 14 人数の把握

2. 発達障害の「可能性のある」児童生徒の有無（回答数：1,221）

各市町村に発達障害の「可能性のある」児童生徒がいるかどうか、また、人数を把握しているかどうかについてたずねた。「いる」と回答した自治体は 919（75.3%）、「いると思われる」と合わせると 1,156（94.7%）であった（図 15）。

また、人数の把握については、917 の自治体から回答があり、そのうち 126（13.7%）の自治体が「正確に把握している」、447（48.7%）の自治体が「概略で把握している」という回答であった（図 16）。

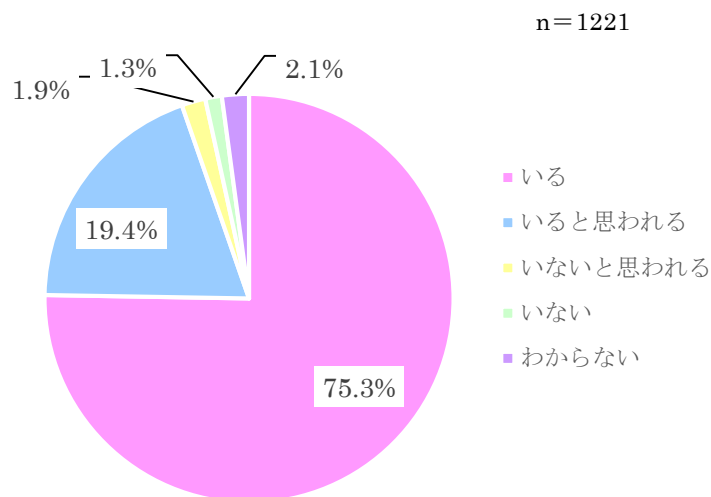


図 15 発達障害の可能性のある児童生徒の有無

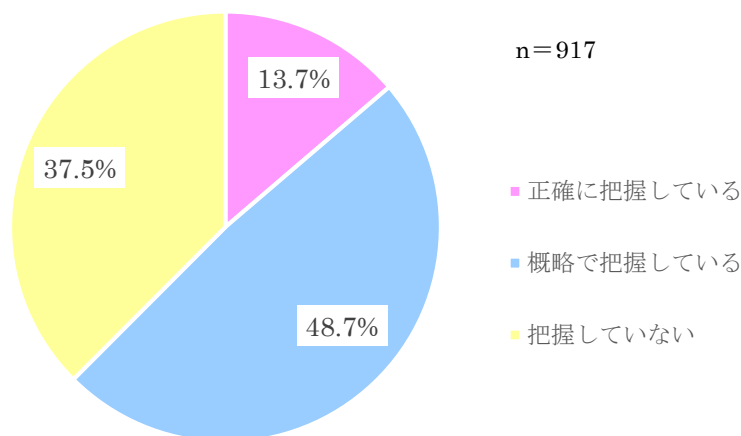


図 16 人数の把握

3. 発達障害の「診断・判断のある」児童生徒及び「可能性のある」児童生徒の指導の場
 III-1 及び 2 で回答された発達障害の「診断・判断のある」児童生徒及び「可能性のある」児童生徒の指導の場についてたずねたところ、以下のような結果であった。

「診断・判断のある」または「可能性のある」児童生徒は、小学校で 150,070 人、中学生は 56,721 人であった。それぞれについて、指導の場についてたずねたところ、小学校では 150,070 人中、「通常の学級に在籍し通級による指導を受けている」児童は 20,026 人 (13.3%)、「通常の学級に在籍し通級による指導を受けていない」児童は 72,643 人 (48.4%)、「特別支援学級に在籍している」児童は 22,515 人 (15.0%)、「特別支援学校に在籍している」児童は 1,110 人 (0.7%) であった。

中学校では 56,721 人中、「通常の学級に在籍し通級による指導を受けている」生徒は 3,499 人 (6.1%)、「通常の学級に在籍し通級による指導を受けていない」生徒は 27,847 人 (49.0%)、「特別支援学級に在籍している」生徒は 9,308 人 (16.5%)、「特別支援学校に在籍している」生徒は 792 人 (1.4%) であった。

さらに、「通常の学級に在籍し通級による指導を受けていない」児童生徒の主な指導・支援として、各市町村で多く取り組まれているものについて複数回答でたずねた。小・中学校それぞれに 605 の回答があり、「支援員の活用」「TT 等複数教員による指導」の回答が多かった (図 17、18)。

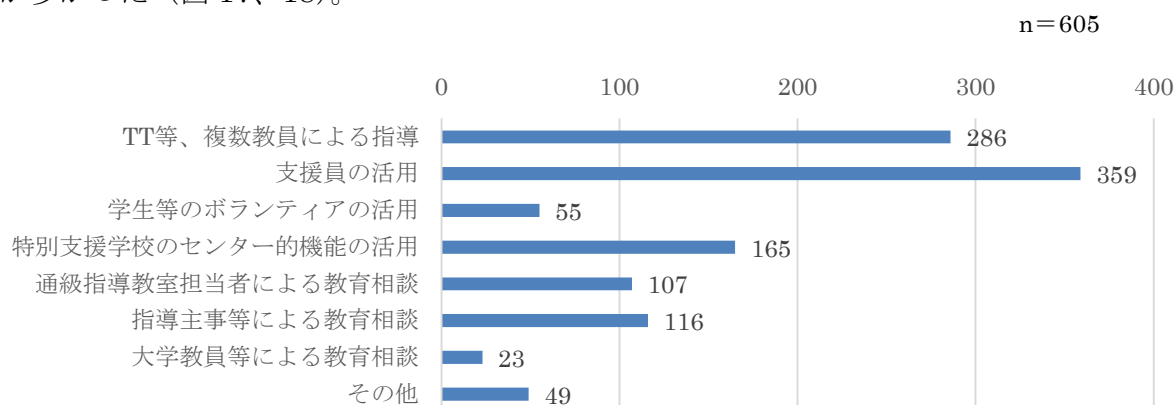


図 17 多くの小学校で取り組まれている指導・支援 (複数回答)

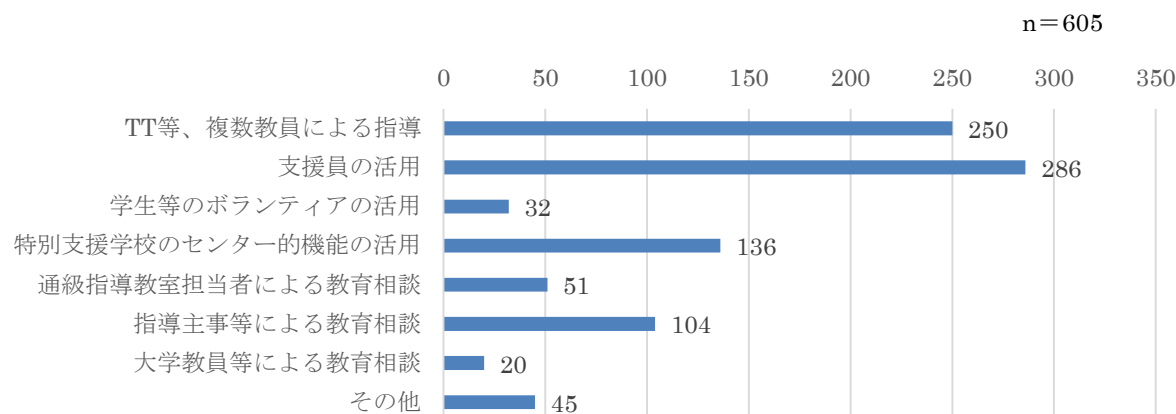


図 18 多くの中学校で取り組まれている指導・支援 (複数回答)

【Ⅲ 通級指導教室の有無および現状について】

1. 通級指導教室の設置 (回答数: 1,232)

通級指導教室については、回答のあった 1,232 の自治体の内、835 (67.8%) が設置していた (図 19)。

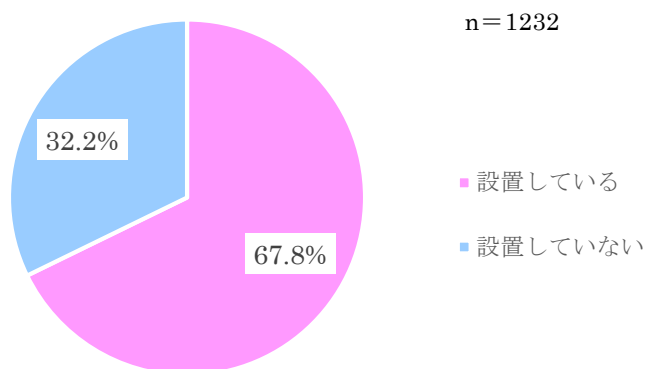


図 19 通級指導教室の設置

2. 通級指導教室の設置状況

障害種別の通級指導教室について、設置のある自治体数を小・中学校別に示す。なお、速報では、発達障害に関わると考えられる障害種の通級指導教室の結果について示す (表 2)。

- ・ 自閉症を対象とした通級指導教室：小学校 92、中学校 29
- ・ 情緒障害を対象とした通級指導教室：小学校 142、中学校 50
- ・ 学習障害を対象とした通級指導教室：小学校 137、中学校 58
- ・ 注意欠陥/多動性障害を対象とした通級指導教室：小学校 135、中学校 40
- ・ 発達障害を含む複数障害を対象とした通級指導教室：小学校 400、中学校 200
- ・ 言語障害を対象とした通級指導教室：小学校 541、中学校 27

表 2 通級指導教室の設置状況

対象となる障害種別	小学校	中学校
自閉症	92	29
情緒障害	142	50
学習障害	137	58
注意欠陥・多動性障害	135	40
発達障害を含む複数障害	400	200
言語障害	541	27

3. 通級による指導の必要性の判断 (回答数 : 835)

通級指導教室を設置している 835 の自治体で、どのような方法により通級による指導の必要性について判断しているかをたずねた。最も多かったのは「教育支援 (就学指導) 委員会で判断している」であり、次いで「本人、保護者の希望を尊重して判断している」が多かった。「『通級判定委員会』等を設置し、判断を行っている」と回答したのは 110(13.2%) の自治体であった (図 20)。

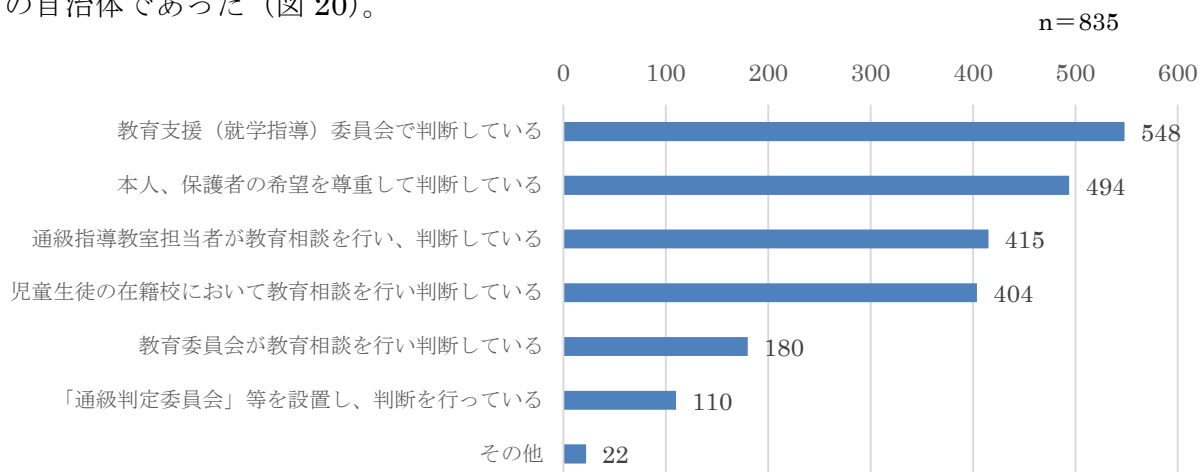


図 20 通級による指導の必要性の判断 (複数回答)

4. 通級指導教室は発達障害のある児童生徒の指導の場として有効に活用されているか

(回答数 : 829)

各市町村で、通級指導教室が発達障害のある児童生徒の指導の場として、有効に活用されているかどうかをたずねた。「全体として有効に活用されていると思う」と回答した自治体は 634 (76.5%)、「どちらともいえない」は 78 (9.4%)、「十分に活用できていない面もある」は 117 (14.1%) であった (図 21)。

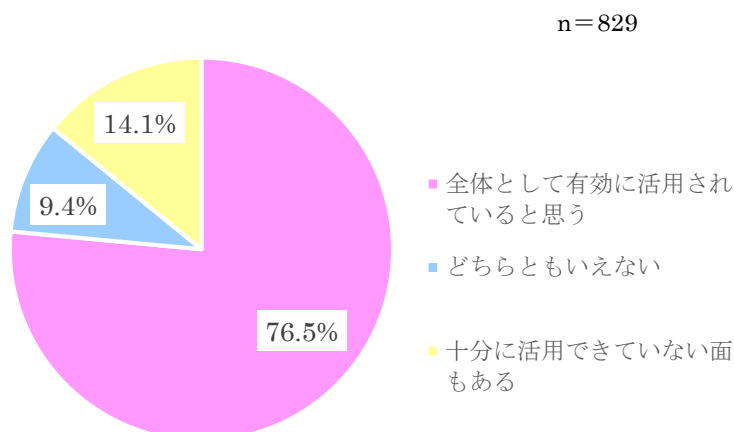


図 21 通級指導教室は発達障害のある児童生徒の指導の場として有効か

「全体として有効に活用されていると思う」と答えた 634 の自治体が選んだ理由は、「通常の学級において通級による指導の効果が現れているから」が 538 (84.9%)、「通級指導教室において発達障害に関する専門性のある指導が十分にできているから」が 443 (70.2%) であった (図 22)。

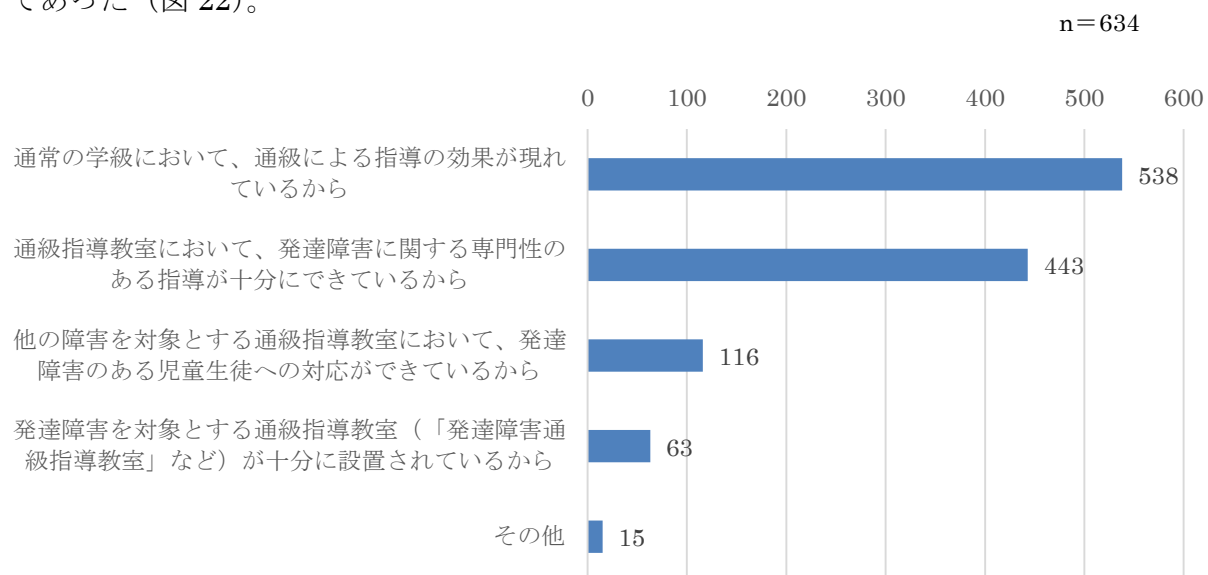


図 22 「全体として有効に活用されていると思う」理由 (複数回答)

一方で、「十分に活用できていない面もある」と答えた 117 の自治体が選んだ理由 (無回答 1 を除く) は、「通級指導教室全体の設置数が少ないため十分な活用ができていない」が 68 (58.6%)、「通級指導教室において発達障害に関する専門性のある指導が十分にできているとはいえないから」が 55 (47.4%) であった (図 23)。

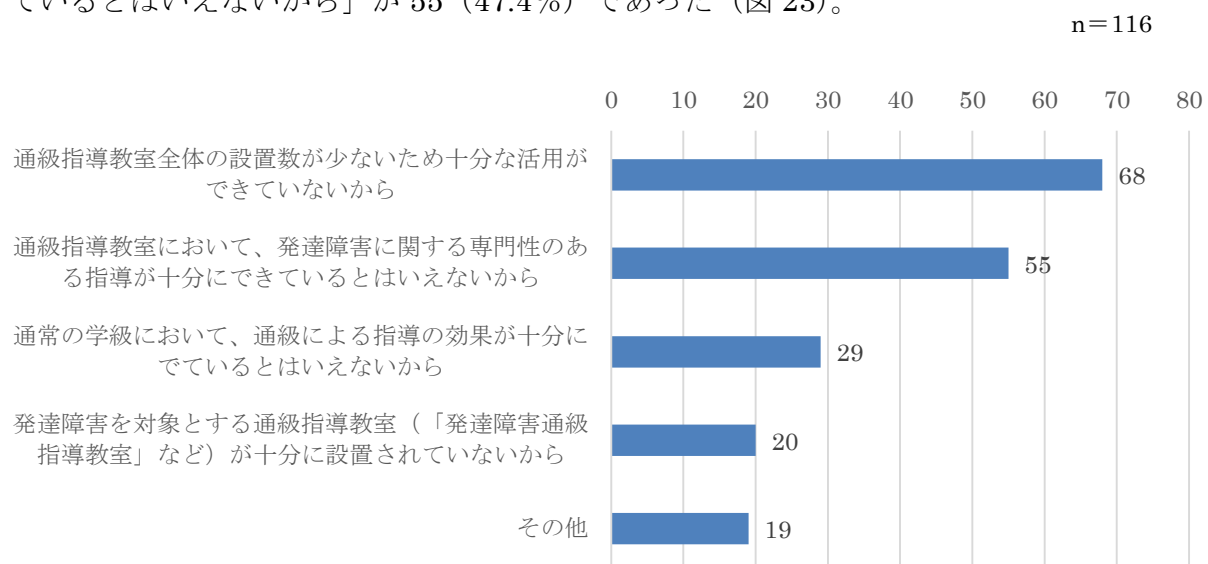


図 23 「十分に活用できていない面もある」理由 (複数回答)

【IV 通級指導教室が設置されていない地域の課題について】

1. 発達障害のある児童生徒を対象とする通級指導教室の必要性 (回答数: 378)

通級指導教室を設置していない 397 の自治体に対して、発達障害のある児童生徒を対象とする通級指導教室が必要であるかどうかについてたずねた (無回答 19 を除く)。その結果、「必要だが現在は設置していない」と回答した自治体が 220 (58.2%)、「必要ではない」は 73 (19.3%)、「わからない」は 85 (22.5%) であった (図 24)。

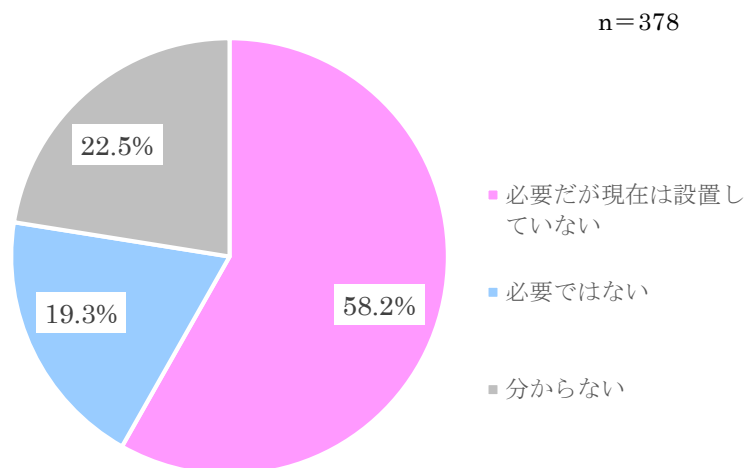


図 24 発達障害のある児童生徒を対象とする通級指導教室は必要か

2. 「必要ではあるが現在は設置していない」理由 (回答数: 218)

「必要ではあるが現在は設置していない」と回答した 220 の自治体を選んだ理由 (無回答 2 を除く) は、「児童生徒の人数が設置相当数に満たない」が 85 (39.0%)、「通級指導教室への交通手段が不十分なことや保護者による送迎ができないなど他校通級が困難である」が 62 (28.4%) であった (図 25)。

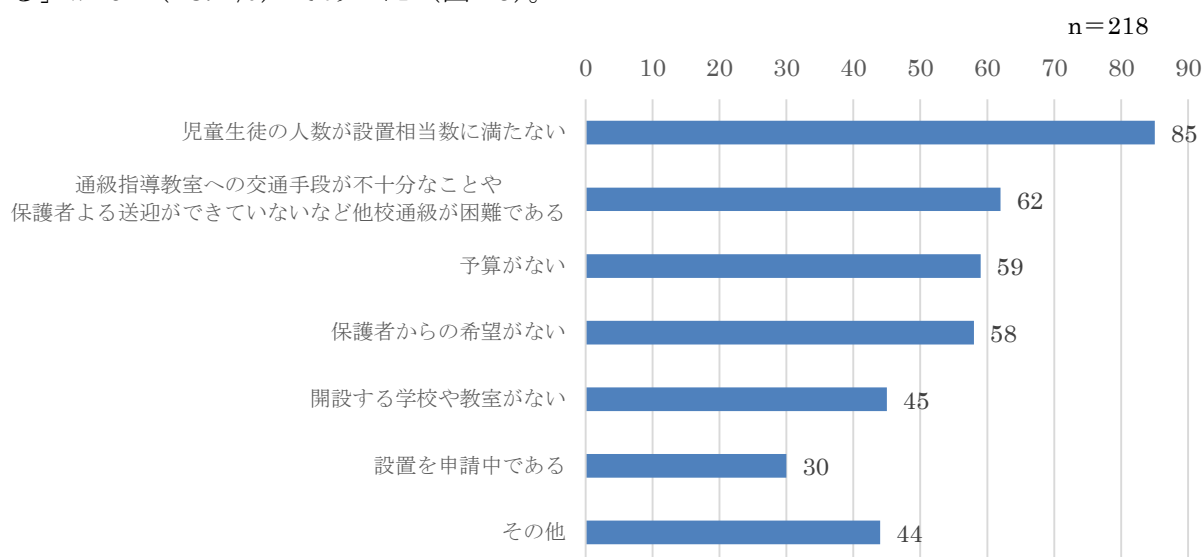


図 25 「現在は設置していない」理由 (複数回答)

3. 「必要ではない」と回答した理由

「通級指導教室の設置は必要ではない」と回答した 73 の自治体に対して、その理由を二択でたずねた（無回答 7 を除く）。63 の自治体の内、「発達障害の『診断・判断がある』または『可能性のある』児童生徒はいるが不要ない」を選択した自治体は 50（75.8%）、「いないから不要ない」を選択した自治体は 16（24.2%）であった。

「発達障害の『診断・判断がある』または『可能性のある』児童生徒はいるが不要ない」と回答した 50 の自治体に対して、その理由を選択肢によりたずねたところ 37（無回答 13 を除く）の回答があった。そのうち、「最も重要な理由」として挙げたものは、「支援員の活用により指導・支援ができています」が 15（40.5%）、「TT 等、複数教員による指導で対応できています」が 12（32.4%）であった（図 26）。

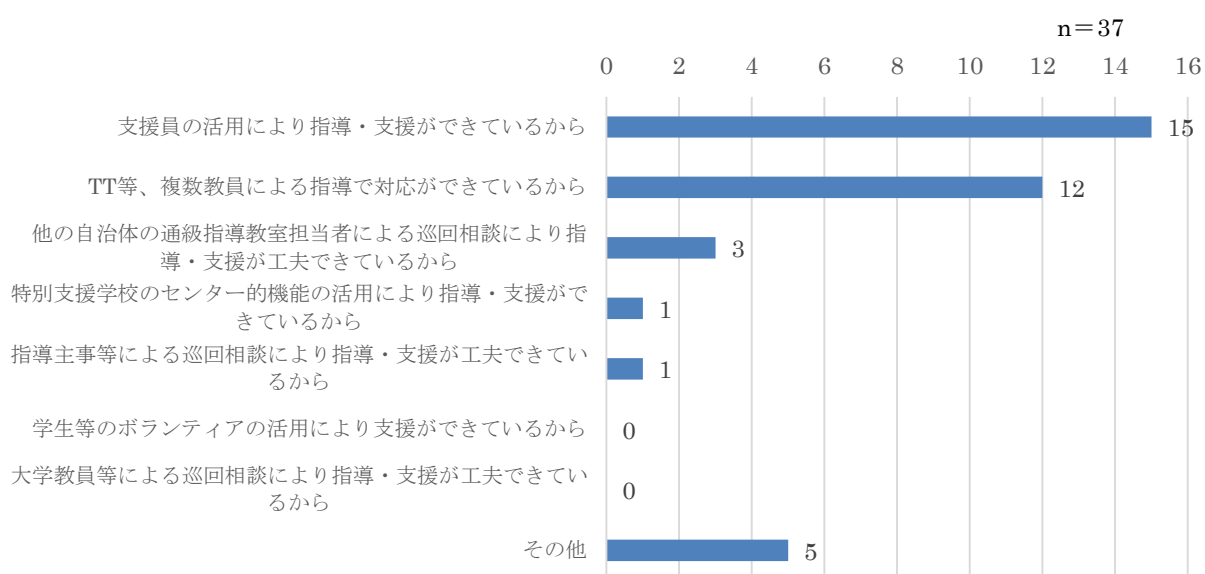


図 26 「必要ではない」と回答した最も重要な理由

【V 発達障害のある児童生徒の今後の指導等について】

1. 発達障害の「診断・判断がある」または「可能性のある」児童生徒の通級による指導についての課題（回答数：1,217）

発達障害の「診断・判断がある」または「可能性のある」児童生徒の通級による指導において、課題と考えられることをたずねた。回答は以下の 9 項目について、重要なだと考える順に 1 位から 9 位を選ぶよう求めた。なお、速報では第 1 位の回答のみ示す。

- ① 地域住民への通級による指導に関する理解啓発
- ② 必要とする児童生徒数に見合う通級指導教室の新設及び増設
- ③ 通級による指導の必要性に関する判断・決定の仕組み
- ④ 家庭の事情等で通級が困難な児童生徒が指導を受けられるシステム

- ⑤ 本人・保護者のニーズの把握
- ⑥ 担当する教員の専門性の確保と養成・配置
- ⑦ 通級による指導の指導内容の充実
- ⑧ 通級による指導と通常の学級との連携
- ⑨ 専門的な指導を行うための施設設備や教材等の充実

1位として選ばれたのは、「必要とする児童生徒数に見合う通級指導教室の新設および増設」が442(36.3%)で最も多く、「本人、保護者のニーズの把握」が261(21.4%)、「担当する教員の専門性の確保と養成・配置」が245(20.1%)であった(図27)。

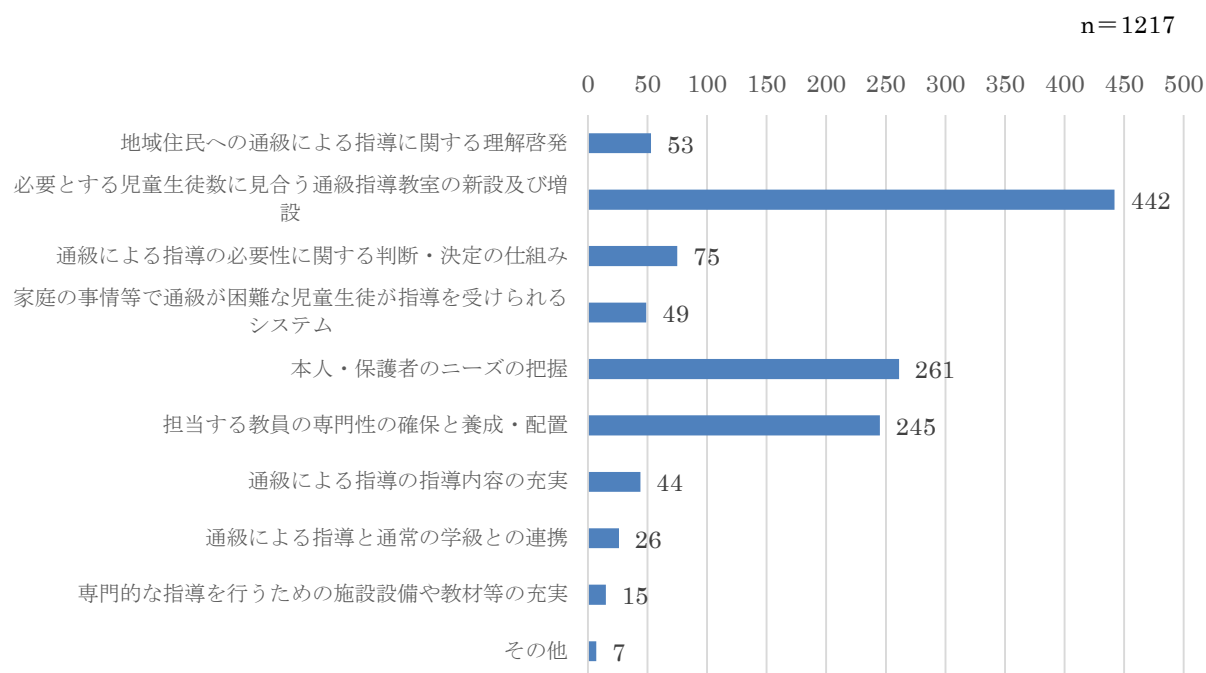


図 27 発達障害の「診断がある」又は「可能性のある」児童生徒の通級による指導の課題(1位)

2. 発達障害のある児童生徒の指導全般に関する課題(回答数:1,215)

発達障害のある児童生徒の指導全般に関する課題をたずねた。回答は以下の10項目について、重要だと考える順に1位から5位を選ぶよう求めた。なお、本項目も1位の回答のみ示す。

- ① 地域住民への通級による指導に関する理解啓発
- ② 発達障害への指導・支援に関する教職員の理解
- ③ すべての教員の指導力の向上
- ④ 特別支援学校のセンター的機能や専門家チームによる相談支援体制の整備
- ⑤ 発達障害を対象とする通級指導教室などの専門的な指導の場の確保

- ⑥ 校内委員会や特別支援教育コーディネーターなどの機能の充実
- ⑦ 複数教員による指導、支援員、ボランティアの活用
- ⑧ 個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成と活用
- ⑨ 通常の学級における担任等の個別的な配慮・指導の工夫
- ⑩ 保健、医療、福祉関係機関との連携

1位として選ばれたものの中では、「すべての教員の指導力向上」が354(29.1%)で最も多く、次いで「発達障害への指導・支援に関する教職員の理解」が264(21.7%)であった(図28)。

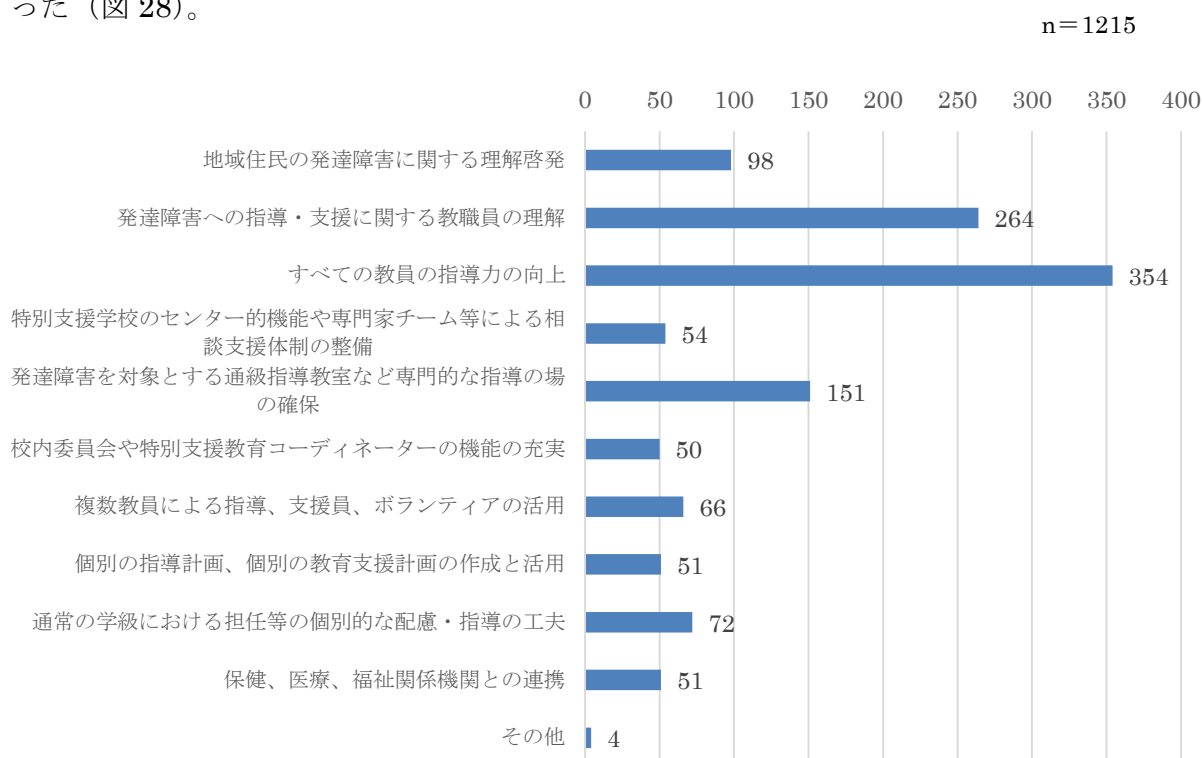


図 28 発達障害のある児童生徒の指導全般に関する課題(1位)

(3) 調査結果の分析

現在、人口規模等の柱を立ててクロス集計を行っている。ここでは、分析の一部として、人口規模と特別支援教育担当指導主事の有無について示す。図29に示したように、人口規模が小さいほど特別支援教育の専任指導主事の配置がなく、規模が大きくなるに連れ、専任指導主事が配置されていた。

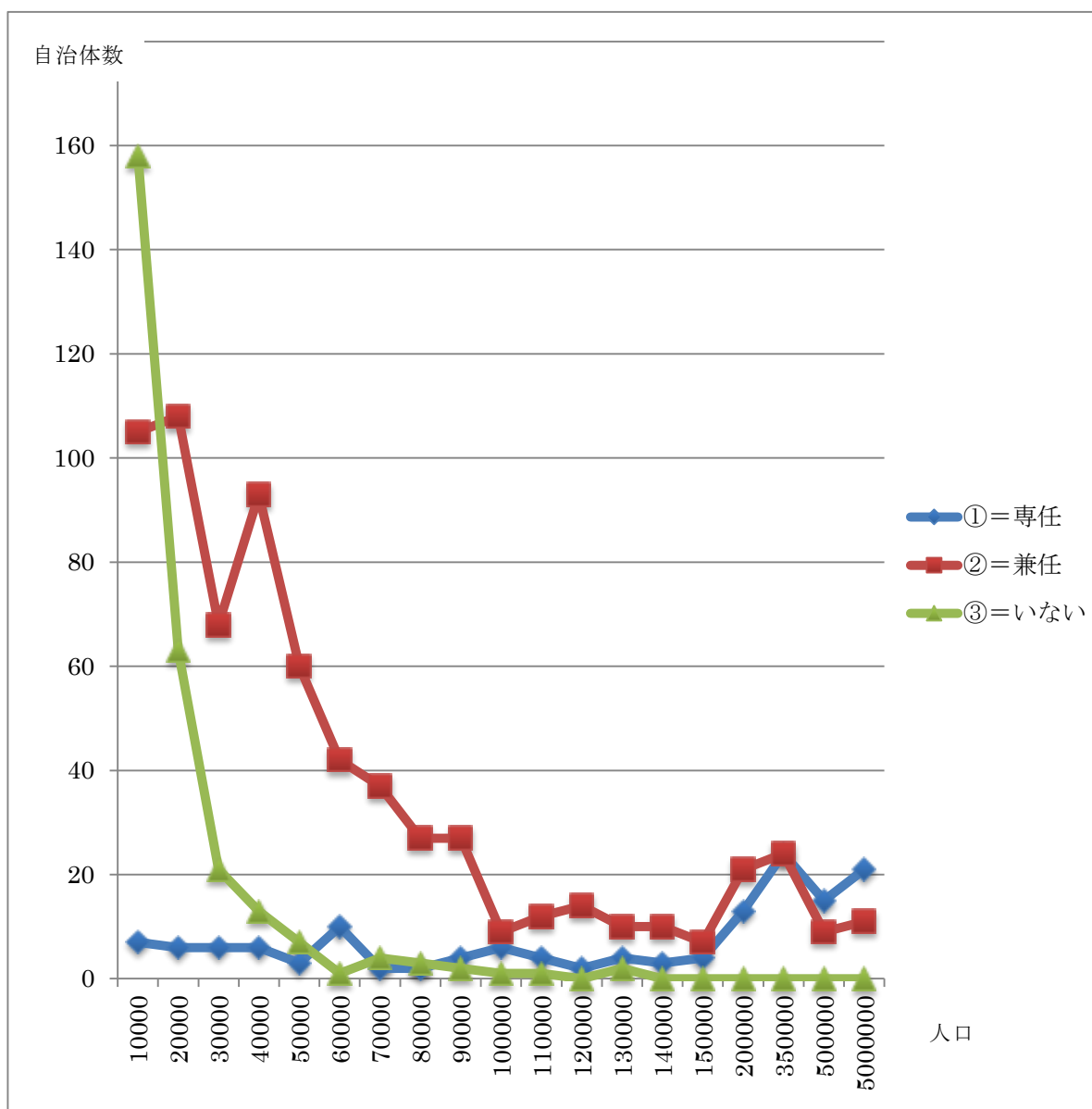


図 29 人口規模と特別支援教育担当指導主事の配置の有無の関連

5. 調査のまとめ

集計の結果、全国の市町村は人口規模が 10 万人未満の小都市が、全体の 8 割を超えていた。

発達障害を対象とした相談を行っている機関は 6 割を超える自治体に設置されていた。一方で、発達障害の判断に関わる専門家チームの設置は、全体の 3 割弱と少なかった。

発達障害の「診断・判断のある」または「可能性のある」児童生徒が、それぞれの自治体に「いる」、「いると思われる」と回答した自治体は、いずれも 9 割を超えた。人数の把握については、「診断・判断のある」児童生徒の人数を把握している自治体は 8 割弱であっ

たが、「可能性のある」児童生徒においては6割強という状況であった。発達障害の「診断・判断のない」児童生徒の人数を把握することが難しい状況が推察される。

通級指導教室に関しては、本調査の結果においては、全体の7割弱の自治体に設置されており、発達障害のある児童生徒の利用があると考えられる通級指導教室は、小学校で延べ906の自治体、中学校で延べ77の自治体に設置されていた。また、全体の8割近くの自治体が、発達障害のある子どもの指導の場として「通級指導教室が有効に活用されている」と考えていることが分かった。その主な理由としては、「通常の学級において指導の効果が現れている」「通級指導教室において専門性のある指導が行われている」の2つが多数を占めていた。

一方で、通級指導教室が「十分に活用できていない面もある」と回答した自治体もあった。その主な理由は、「設置数が少ないため十分な活用ができていない」「専門性のある指導が十分にできていない」であった。最後に「発達障害のある子どもの通級による指導の課題」についてたずねた。多くの自治体が、「必要とする児童生徒に見合う通級指導教室の新設及び増設」を回答に選んでいたことから、発達障害を対象とする通級指導教室については高いニーズがあるが、各地ではそのニーズへの対応が十分ではない状況であることが推察された。

現在、さらにデータの分析を行っており、結果は最終報告書に示す予定である。

【参考文献】

総務省（2014）平成26年度版（平成24年度決算）地方財政白書

(http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/hakusyo/chihou/26data/2014data/yougo.html)

2015.02.05アクセス